

## 【南区】令和3年度会計年度任用職員（日額職）

### 総務課統計選挙係選挙事務補助業務 登録制度募集案内

南区で、選挙事務補助業務を行う会計年度任用職員の登録を受け付けます。

#### 1 登録・選考の流れ

- (1) 登録用紙に必要事項を記入の上、郵送または窓口に持参してください。
- (2) 登録手続きを行います。（登録は年間を通じて受け付けています。登録の有効期限は令和4年3月31日までです。）
- (3) 選挙の実施が決まり次第、登録者の中から条件の合う方へ選考の実施についてお知らせします。登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には選考の連絡は行いません。
- (4) 選考の対象となった方は追加の書類（会計年度任用職員申込書及び会計年度任用職員申込書別紙）の提出をお願いします。
- (5) 選考実施後、選考の結果を連絡します。
- (6) 選考の結果、採用となった方について会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

#### 2 登録方法

##### (1) 提出書類

総務課統計選挙係選挙事務補助業務 登録用紙

※様式は本市ウェブサイトよりダウンロード、又は南区役所6階65番窓口でもお渡しします。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/saiyo/mnsenkyo2021-01.html>

##### (2) 書類提出

###### ア 持参

南区役所6階65番窓口 総務課統計選挙係  
(窓口受付時間 平日 8:45～17:00)

###### イ 郵送

「特定記録郵便」「簡易書留」又はレターパックにて、下記提出先までご郵送ください。料金不足の場合、受付しかねますのでご注意ください

【送付先】〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33  
南区役所 総務課統計選挙係 採用担当

#### 3 勤務条件

- (1) 報酬額  
日額 7,616 円(予定)、通勤費用（実費相当額）を別途支給
- (2) 任用期間  
投票日の約 1 か月前から投票日以降約 5 日間  
※勤務日については別途指定します。  
※勤務日を日曜日、土曜日及び祝日に振り替えることがあります。
- (3) 勤務時間  
「午前 9 時から午後 5 時まで」又は「午前 11 時から午後 7 時まで」を予定（1 時間の休憩を含む）
- (4) 休暇等  
横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
- (5) 勤務場所  
南区役所
- (6) その他
  - ・勤務条件によっては、健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金及び雇用保険に加入する場合があります。
  - ・勤務条件等は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

#### 4 職務内容

##### 選挙事務補助業務

（総務課統計選挙係の選挙業務全般に関する事務補助、物品仕分け、書類整理その他）

#### 5 応募資格

次の条件を満たす方

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日現在中学校卒業以上の方
- (2) 地方公務員法第 16 条等の欠格事由（※）に該当しない方

##### ※欠格事由

地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴

- 力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

## 6 身分

地方公務員法第22条の2に基づく会計年度任用職員

## 7 選挙事務補助業務として対象とする選挙

市長選挙、衆議院議員総選挙

※今年度予定されている選挙は上記のみですが、急な選挙があった場合には上記以外の選挙についても対象となります。

## 8 その他

- (1) 選考の対象となった方は会計年度任用職員申込書と会計年度任用職員申込書別紙を提出していただきます。様式は本市ウェブサイトよりダウンロード、又は南区役所6階65番窓口でもお渡しします。
- URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/saiyo/mnsenkyo2021-01.html>
- (2) 以下について予めご了承下さい。
- ・提出書類は返却いたしません。
  - ・記載されている個人情報、会計年度任用職員の登録・任用手続以外の目的で利用することはありません。
  - ・記入はすべて本人の自筆により、黒のボールペンを用いて丁寧に書いてください。
  - ・記載内容が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消す場合があります。
- (3) 令和3年度に横浜市南区で選挙が実施されなかった場合は、当該名簿登録は無効となります。

## 9 問合せ先

南区役所総務課統計選挙係

TEL : 045-341-1227

FAX : 045-241-1151

Email : mn-toukeisenkyo@city.yokohama.jp